

□■養成所ニュースプラス第8号 2024□■

各地で猛暑が続きました。小まめな水分補給と睡眠の確保を心掛けたいものです。

今月15日から22日までが、36期生1学期、35期生5学期のレポートの提出期間になります。作成したレポートを3回は読み返し推敲しましょう。今回初めて提出する36期生は「受講の手引」にある「レポート作成・提出チェックリスト」で点検してから提出してください。特に文体、文章作法、引用・参考文献の記入には気をつけてください。

Plus Quizは「社会保障」から「社会保険の負担」について取りあげます。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第36回問題51】社会保険の負担に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 国民年金の第1号被保険者の月々の保険料は、その月の収入に応じて決まる。
2. 介護保険の保険料は、都道府県ごとに決められる。
3. 後期高齢者医療の保険料は、全国一律である。
4. 障害基礎年金を受給しているときは、国民年金保険料を納付することを要しない。
5. 国民健康保険の保険料は、世帯所得にかかわらず、定額である。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(35期生)教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(36期生)教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(36期生)見込書類(実務経験証明書)のさしかえについて
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第37回国家試験は、令和7年2月2日(日)です。
概要はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1318323&c=3246&d=99c7>
受験申込手続き(予定)はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1318324&c=3246&d=99c7>
- ・第37回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1318325&c=3246&d=99c7>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1318326&c=3246&d=99c7>

■Plus Info・・・・・・・・

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1318327&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1318328&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第5号／模擬試験の意味】

仙台スクーリングでも「受験対策本は何がお薦めですか」という質問がありました。前号でもお伝えしたように、ご自身と受験対策本との相性や現時点での学習の状況等により何を使うのかは変わってきます。

現時点で、どのくらい知識が身についているか確かめるためにお勧めしたいのが「模擬試験」です。「まだ勉強を始めていないので」と皆さん言いますが、大事なのが自身の「今」を知ることです。受験対策を立てるための材料になります。ここでベースラインを取っておくと、ひととおり知識をインプットした時点で、2回目の模擬試験や新出題基準対応の模擬問題の結果からこの間の受験対策の評価ができます。

11月頃までに2回目の模擬試験を受ければ、受験対策の再プランニングも可能です。また、ご自身が点を取りやすい科目と取りづらい科目も明らかになりますので、科目によって勉強の方法を切り替えることもできます。

昨年までであれば、過去問でアセスメントしても良かったのですが、皆さんが受験する第37回は、科目も出題数も時間も変わります。当日の試験形式を体験する機会は、例年以上に必要になります。模擬試験は、中央法規や日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、ソ教連）のものだけでなく、ネットで検索するといくつか出てきます。自宅受験か会場受験か、実施日はいつか、他の教材もパッケージされているのか、模擬試験のみの申込みが可能か等比較しながらご自身にあったものを選んでください。

都道府県社会福祉士会の中には、ソ教連の模擬試験を会場受験で実施するところもあります。各都道府県社会福祉士会のHPや日本社会福祉士会の「国家試験対策」ページで検索ができます。次号は、「知識のインプット」についてお伝えします。

【Plus Quiz 正答と解説】

今回は社会保険の負担について考える問題です。社会保険とは、年金保険、医療保険、介護保険をさす狭義の社会保険に加え労災保険、雇用保険の労働保険をさします。

頻出の項目「社会保障制度の体系」では、各制度の目的、対象、給付内容・要件、費用負担等について理解していくことが必要です。ご自身やご家族の経験、利用者や相談者の生活状況から具体的にイメージすることが近道です。

年金保険制度の国民年金を見ていきます。第1号被保険者の保険料は、性別、年齢、所得に関係なく「全国一律で定額」です。第1号被保険者の「免除制度」には、法定免除と申請免除があります。産前産後の期間の保険料免除もされるようになりました。第1号被保険者の「猶予制度」としては、学生納付特例制度と納付猶予制度があります。

次に、厚生年金の保険料は「被保険者（労働者）と事業主（会社）との折半」で支払われます。保険料は、被保険者の標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれに保険料率をかけた金額です。保険料率は、現在18.3%で固定されています。厚生年金の保険料免除は、産前産後休業期間と育児休業期間に限られます。

国家試験の総問題数が抑えられる中、「社会保障」の出題数は7問から9問に増えるので、大項目7項目を万遍なく勉強することが求められます。新しい基準では、「経済環境の変化」「社会保障制度の国際比較」が中項目となりました。第1章第2節、第6章第2節のキーワードや図表を確認しておきましょう。

1. ×国民年金の第1号被保険者の保険料は、収入にかかわらず毎月定額です。第1号被保険者とは、20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生および無職の方等、第2号、第3号被保険者でない方をいいます。

2. ×介護保険の保険料は、第1号被保険者は介護保険の保険者である市町村ごとに決められます。第2号被保険者は医療保険の保険者ごとに決められます。

3. ×後期高齢者医療の保険料は、後期高齢者医療広域連合ごとに決められ、個人単位で計算されます。その額は、被保険者の所得により算出される所得割額と全員同じように負担する被保険者均等割額の合計になります。
4. ○障害基礎年金受給者は国民年金保険料の法定免除制度の対象となります。障害厚生年金1級、2級の受給者も同様です。
5. ×国民健康保険の保険料は、3通りの課税方式のいずれかにより市町村ごとに決められます。どの方式にも所得に応じて付加される所得割が組み込まれています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus